

平成23年度 第5回 西宮市農業委員総会議事録

1、開催日時：平成23年8月22日(月)13時00分から13時52分

2、開催場所：西宮市役所東館7階701会議室

3、出席委員(15人)

会長	1番	吉田	昭光
会長職務代理者	2番	坂口	文孝
委員	3番	町田	博喜
	4番	吉岡	政和
	5番	松本	俊治
	6番	森畑	義明
	7番	大前	輝雄
	8番	吉井	律
	9番	松井	祐一
	10番	岡本	久一
	11番	茶谷	勝視
	12番	高田	孝
	13番	尾崎	清政
	14番	丸	幸良
	15番	奥村	幸弘

4、欠席委員(0人)

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第16号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件(会長許可)

議案第17号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件(兵庫県知事許可)

議案第18号 非農地証明書交付の件

議案第19号 生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件

報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出受理の件

報告第18号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	森	正一
係長	東	孝二
主事	立花	逸人

議長 委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

議長 それでは、まず、日程第1の議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議長 異議なしとのことでございますので、2番坂口文孝委員、5番松本俊治委員を議事録署名委員に指名いたしますのでよろしくお願いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 これより日程第2、議案案件に入ります。

まず、議案第16号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件(会長許可)」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の1ページについてですが、議案第16号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件(会長許可)」3件でございます。次のとおり農業委員会に対して許可申請書が提出されたので、許可の可否について決定を求めます。

【議案16号を議案書、別添資料をもとに朗読】

なお、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に地区担当委員より1番からそれぞれのご説明をお願いします。

9番(松井) 議案第16号の1,2について私、松井よりご説明いたします。

申請農地は、いずれも水道局中新田浄水場の西約50mのところに隣接してあります。

番号1の譲り渡し人は、番号2の農地の小作人としても、永年夫婦で両方の農地を耕作してきましたが、昨年奥様がお病気になられ、加えてご自身も腰痛等で営農が続けられなくなり、このたびの3条申請となりました。

申請農地は農地法第3条の規定に基づき農地のまま所有権を移転するものです。

譲受人は、地元農会に所属しており、当該農地の周辺にも多数の農地をご家族と共に耕作し、生産意欲も高く、下限面積、通作距離等の条件も満たしています。

また、農業に必要な機械を持っておられることから、許可されても問題はないと考えます。

以上で、私の説明を終わります。

14 番（丸）

続いて議案第 16 号の 3 について私、丸よりご説明いたします。

申請農地は、市立山口中学校の南南西約 200メートルの所にあります。

譲渡人と譲受人は、祖母と孫の関係に当たり、営農の形態は従前と変わりなく、いわゆる生前贈与にあたるものです。

法的にも要件を満たしており、許可しても問題はないと考えます。

以上で、私からの説明を終わります。

議 長

地区担当委員の説明は終わりました。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同

（発言なし）

議 長

なければ、議案第 16 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の件（会長許可）」につきましては、許可することとしてご異議ございませんか。

委員一同

（異議なし）

議 長

ご異議がないようでございますので、議案第 16 号につきましては、許可することといたします。

議 長

続いて、議案第 17 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の件（兵庫県知事許可）」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

委員一同

それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の 2 ページについてですが、議案第 17 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の件（兵庫県知事許可）」1 件でございます。次のとおり農業委員会に対して許可申請書が提出されたので、許可の可否について決定を求めます。

【議案 17 号を議案書、別添資料をもとに朗読】

なお、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長

事務局の説明は終わりました。

次に地区担当委員よりご説明をお願いします。

14 番（丸）

申請農地は、市立山口中学校の南約 300メートルの所にあります。

貸人は、医療法人内海慈仁会で昭和 55 年に入院患者の作業療法のため当時農地法第 3 条で農地を取得し農作業をしていましたが、7、8 年前から治療方針を変更し、当該農地では耕作されない状態が続いていましたが、この度、借人である農業生産法人である株式会社マイファームラボとの賃貸借の話

があったものです。

借人は、滋賀県に本拠地を置き、耕作のための機械や農業技術も持ち合わせており、また、西宮市内にも専任の担当者を設けて当該事業にあたるため農地法第3条の許可要件は満たしていると判断されます。

また、去る8月19日には、地元農会長や水利関係者、隣地耕作者等との意見交換や誓約書の提出もされています。

以上のことから、兵庫県知事に農業委員会の意見を送付しても問題ないと考えます。

議 長

以上で、地区担当者の説明を終わります。

地区担当委員の説明は終わりました。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同

(発言なし)

議 長

なければ、議案第17号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件(兵庫県知事許可)」につきましては、許可相当として兵庫県知事に意見を送付することとしてご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、議案第17号につきましては、許可相当として兵庫県知事に意見を送付することにいたします。

議 長

続きまして、議案第18号「非農地証明書交付の件」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

それでは、ご説明させていただきます。まずは、議案書の3ページについてですが、議案第18号「非農地証明書交付の件」4件でございます。併せて本日配布いたしました地図をご覧ください。

【議案18号を議案書をもとに朗読】

なお、番号1、2、4については、申請農地が森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難である場合であるとして西宮市農業委員会事務取扱要領第9条第4号の規定に基づき非農地証明願いがあり、また、番号3については、現況が農地で無くなってから20年を経過していることから同規定第1号により願出があったものです。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長

次に地区担当委員より1番からそれぞれのご説明をお願いします。

15番(奥村)

議案第18号の1,2について私、奥村よりご説明いたします。

番号1の申請地は、市立上ヶ原中学校の西、約250mのところにあります。申請地の内、135番、136番、139番、140番、141番、144番は、樹齢30年以上の雑木林で、なかば原野化し、農地には戻し難い

状況であると言えますが、146番につきましては現在、畝立てされ野菜などが栽培されておる状況です。

つきましては、非農地証明の願い出中146番を除き証明書を交付しても、問題は無いと考えます。

続いて番号2の申請地ですが、市立上ヶ原中学校の西、約250mのところにあります。申請地は、一部樹齢30年以上の雑木林で、なかば原野化し、農地には戻し難い状況であります。一部で甘藷などが栽培されています。

つきましては、現状では非農地証明の交付はできないものと考えます。

以上で、私の説明を終わります。

11番(茶谷)

続いて議案第18号の3,4について私、茶谷よりご説明いたします。

番号3の申請地は、JR宝塚駅の北西約500mの住宅街にあります。

周辺は全て宅地で、住宅が密集し水路も無く、申請地は農地には戻し難い状況であります。

つきましては、非農地証明を交付しても問題はないものと考えます。

続いて番号4の申請地ですが、国道176号線赤坂峠の西約100mのところにあります。

申請地は2筆とも20数年前より竹や雑木が生い茂り、農地に戻すのは困難と思われれます。

つきましては、非農地証明を交付しても問題はないものと考えます。

以上で、地元委員の説明を終わります。

議長

地元委員の説明は終わりました。

本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員一同

(発言なし)

議長

なければ、議案第18号「非農地証明書交付の件」につきましては、番号1の上ヶ原十番町146番と番号2番の上ヶ原十番町145番を除き、証明書の交付をご承認いただくことにしてご異議ございませんか。

委員一同

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、議案第18号につきましては、非農地証明書交付に係る要件を満たした箇所のみ証明書を交付することといたします。

議長

続きまして議案第19号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。議案書の4ページ2件でございます。議案第19号「生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地に係る主た

る従事者証明書交付の件」でございます。次にとおり農業委員会に対して証明書の交付申請がなされたので、証明書交付の可否につきまして決定を求めるものです。

【議案 19 号を議案書をもとに朗読】

なお、番号 1 について当事者の■■■■■さんは、平成■■年■■月■■日に享年■■歳でお亡くなりになり、長男の■■■■■さんが当該農地を相続することとなりましたが、会社に勤務しているため、相続した農地を維持することが困難なため、生産緑地法第 10 条の規定に基づき、市長に対して生産緑地の買い取りを申し出るに至り、同法の規定に基づき、農業委員会に対し、当事者の■■■■■さんが、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものでございます。

また、番号 2 について当事者の■■■■■さんは、平成■■年■■月に心不全で倒れられ、その後入院加療されていましたが、医師の診断で農業従事ができなくなりました。従前は家族で 6 反ほど営農されてきましたが、■■■さんがぬけたことにより、全てを耕作することが困難になり、今回の買い取り申し出に至り、同法の規定に基づき、農業委員会に対し、当事者の■■■■■さんが、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものでございます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長

事務局の説明は終わりました。

14 番（丸）

次に地区担当委員より 1 番からそれぞれのご説明をお願いします。

議案第 19 号の 1 について私、丸よりご説明いたします。

申請農地は、市立山口中学校の東約 150 メートルの所にあります。農地は水稲が栽培されており、適正な状態で管理されています。

以上で、私の説明を終わります。

15 番（奥村）

議案第 19 号の 2 について私、奥村よりご説明いたします。

門戸西町の申請農地は、添付の地図でもお解かりいただけたと思いますが、聖和大学附属幼稚園のすぐ北側にあります。

農地は、うね立てされており、いつでも耕作できる状態で適切に管理されています。

以上で、私の説明は終わります。

議長

地元委員の説明は終わりました。

本件に対してご質問・ご意見はございませんか。

委員一同

（発言なし）

議長

なければ、議案第 19 号「生産緑地法第 10 条の規定に基づく生産緑地に係る主たる従事者証明書交付の件」につきましては、証明書を交付すること

委員一同
議長

としてご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、議案第 19 号につきましては、証明書を交付することといたします。

議長

それでは、これより報告案件に入ります。

まずは、報告第 17 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第 17 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書 5 ページ 2 件でございます。

【議案書朗読】

当該届出は、法定記載事項がもれなく記載され適法なものとして事務局長専決により、書類を受理しましたのでご報告します。

議長
委員一同
議長

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

(発言なし)

他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

続きまして、報告第 18 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第 18 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書 6 ページ 7 件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議長
委員一同
議長

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

(発言なし)

他に、質問もないようでございますので、本報告はこの程度にとどめます。

議長

続きまして、報告第 19 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出受理の件」を報告いたします。事務局の報告をお願いいたします。

事務局

報告第 19 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届出受理の件」でございますが、議案書 7 ページ 3 件でございます。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しましたので報告します。

議長

事務局の報告は終わりました。本報告に対し、ご質問はございませんか。

委員一同

(発言なし)

議長

他に、質問もないようございますので、本報告はこの程度にとどめます。


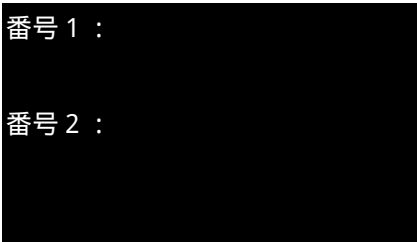
議長

以上をもちまして、本日予定いたしておりました議事・報告案件はすべて終了いたしました。

議長

これをもちまして、本日の定例農業委員会総会を閉会いたします。

【議案第16号 番号1、2】

<p>【譲受人】</p> 	<p>【譲渡人】</p> <p>番号1： 番号2：</p> 	<p>【作成者】</p> <p>農業委員会事務局 主事 立花 逸人</p>	
農地法第3条第2項各号	該当しない理由		該当有無
<p>第2項第1号 全部効率利用が認められない場合</p>	<p>・機械の確保状況</p>	<p>耕運機、管理機、噴霧機を各1台 播種機2台</p>	<p>該当しない</p>
<p>・労働力の確保状況</p>	<p>本人、父、母</p>		
<p>・技術</p>	<p>露地栽培にて既に取得できているものとする。</p>		
<p>・通作距離</p>	<p>約5.5km</p>		
<p>以上から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。</p>			
<p>第2項第2号 農業生産法人以外の法人</p>	<p>個人であるため該当しない。</p>		<p>該当しない</p>
<p>第2項第3号 信託</p>	<p>信託ではないので該当しない。</p>		<p>該当しない</p>
<p>第2項第4号 農作業常時従事</p>	<p>・原則150日以上</p>	<p>本人：300日 父：300日 母：200日</p>	<p>該当しない</p>
<p>第2項第5号 下限面積達しない場合</p>	<p>西宮の下限面積 ・20a</p>	<p>取得前：2,351.71㎡ 取得後：2,859.71㎡</p>	<p>該当しない</p>
<p>第2項第6号 転貸</p>	<p>許可申請に係る農地は、貸人の所有農地であり転貸には該当しない。</p>		<p>該当しない</p>
<p>第2項第7号 地域調和に支障を生ずるおそれがあると認められる場合</p>	<p>・利用の分断</p>	<p>なし（現地調査より）</p>	<p>該当しない</p>
<p>・農業水利の阻害</p>	<p>なし（現地調査、地元農業委員より）</p>		
<p>・無農薬栽培等</p>	<p>なし（現地調査より）</p>		
<p>・特定品目の生産阻害</p>	<p>なし（現地調査より）</p>		
<p>・賃借料の著しい高値</p>	<p>該当しない。</p>		
<p>以上のことから、この度の所有権移転にあたって周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、平成23年8月5日に農業委員、吉田会長、大前委員、当該地区の担当の松井委員及び、事務局の東係長、立花主事が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認している。</p>			

【議案第16号 番号3】

【譲受人】		【譲渡人】		【作成者】	
[Redacted]		[Redacted]		農業委員会事務局 主事 立花 逸人	
農地法第3条第2項各号	該当しない理由				該当有無
第2項第1号 全部効率利用が認められない場合	・機械の確保状況	トラクター、ミニ耕運機、ミニキャブトラック各1台、草刈機4台			該当 しない
	・労働力の確保状況	本人、父、母			
	・技術	露地栽培にて既に取得できているものとする。			
	・通作距離	約0km			
	以上から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。				
第2項第2号 農業生産法人以外の法人	個人であるため該当しない。				該当 しない
第2項第3号 信託	信託ではないので該当しない。				該当 しない
第2項第4号 農作業常時従事	・原則150日以上	本人：60日 父：250日 母：200日 妻：30日			該当 しない
第2項第5号 下限面積達しない場合	西宮の下限面積 ・20a	取得前：3,189㎡ 取得後：3,189㎡			該当 しない
第2項第6号 転貸	許可申請に係る農地は、貸人の所有農地であり転貸には該当しない。				該当 しない
第2項第7号 地域調和に支障を生ずるおそれがあると認められる場合	・利用の分断	なし（現地調査より）			該当 しない
	・農業水利の阻害	なし（現地調査、地元農業委員より）			
	・無農薬栽培等	なし（現地調査より）			
	・特定品目の生産阻害	なし（現地調査より）			
	・賃借料の著しい高値	該当しない。			
	以上のことから、この度の所有権移転にあたって周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。 なお、平成23年8月5日に農業委員、坂口会長職務代理者、大前委員、当該地区の担当の丸委員及び、事務局の東係長、立花主事が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認している。				

【議案第17号 番号1】

【譲受人】		【譲渡人】		【作成者】	
				農業委員会事務局 主事 立花 逸人	
農地法第3条第2項各号	該当しない理由				該当有無
第2項第1号 全部効率利用が認められない場合	・機械の確保状況	トラクター2台（1台追加）管理機2台			該当 しない
	・労働力の確保状況	農業経験5年で西宮市在住方を1名を中心に当該農地で従事する。 その他、代表者、他3名従業員がいる。			
	・技術	露地栽培にて既に取得できているものとする。			
	・通作距離	約1.5km			
	以上から耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。				
第2項第2号 農業生産法人以外の法人	農業生産法人に該当するため該当しない。				該当 しない
第2項第3号 信託	信託ではないので該当しない。				該当 しない
第2項第4号 農作業常時従事	・原則150日以上	代表者：300日 いずれの従業員も300日			該当 しない
第2項第5号 下限面積達しない場合	西宮の下限面積 ・20a	取得前：30,800㎡（滋賀県） 取得後：33,538㎡（全体）			該当 しない
第2項第6号 転貸	許可申請に係る農地は、貸人の所有農地であり転貸には該当しない。				該当 しない
第2項第7号 地域調和に支障を生ずるおそれがあると認められる場合	・利用の分断	なし（現地調査より）			該当 しない
	・農業水利の阻害	なし（現地調査、地元農業委員より）			
	・無農薬栽培等	なし（現地調査より）			
	・特定品目の生産阻害	なし（現地調査より）			
	・賃借料の著しい高値	該当しない。			
	<p>以上のことに加えて平成23年8月19日に実施した地元との面談において別紙1の誓約書を譲受人は地元に対して提出していることから本件の3年間の賃貸借により周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。</p> <p>また、当該地は農地パトロールにより遊休化を確認した農地であり、今回の権利の設定によって適正な利用増進を図ることができるものである。</p> <p>なお、平成23年8月5日に農業委員、坂口委員、大前委員、当該地区の担当の丸委員及び、事務局の東係長、立花主事が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認している。</p>				

